

浄化槽をお使いの皆様へ

浄化槽は、微生物などの働きを利用して生活排水をきれいにする装置です。そのため、浄化槽の機能を十分に発揮させるには、定期的な維持管理（保守点検・清掃）と法定検査が必要であり、法律により実施が義務付けられています。

適正な維持管理と法定検査を行い、浄化槽を正しく使っていただくよう皆様のご協力をお願いします。

保守点検

- 浄化槽内の機器、送風機やタイマーなどの点検調査を行います。
また、消毒剤を定期的に補充し、放流先が不衛生にならないようにするのも重要な作業です。
- 10人槽以下の家庭用浄化槽の場合、3～4ヶ月に1回行う必要があります。
- 県に登録している保守点検業者に委託してください。

清掃

- 浄化槽内に溜まった汚泥などを抜き取るのが清掃です。
- 年に1回以上（全ばっ気方式は6ヶ月に1回以上）行う必要があります。
- 町の許可を受けた清掃業者に委託してください。

法定検査

- 浄化槽の保守点検・清掃がきちんと行われ、きれいな水が放流されるかを検査します。
- 最初の検査は、浄化槽を使い始めてから3～8ヶ月の間に1回行う必要があります、その後は毎年1回行う必要があります。
- 県指定検査機関である（公社）茨城県水質保全協会に申込みをしてください。
（☎029-291-4004）
- 法定検査を受けていないご家庭には、県から受検指導文書が送付されています。
また、県から委嘱された「茨城県水質保全監視員」が受検指導に伺う場合があります。

一括契約システム

- 保守点検、清掃、法定検査を一括して契約できる「一括契約システム」を、ぜひご利用ください。
- 契約を仲介する保守点検業者、清掃業者または（公社）茨城県水質保全協会にお申し込みください。

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換

- 単独処理浄化槽は、トイレからの汚水のみを処理し、台所やお風呂からの生活排水はそのまま放流してしまいます。生活排水も併せて処理できる合併浄化槽に転換することで、放流する汚れの量を1/8に減らすことができます。
- 身近な環境の保全のため、合併処理浄化槽への転換をお願いします。
- 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換には、申請により補助金が交付されます。
※令和3年度の補助金募集については「広報いばらき4月1日号」及び茨城県ホームページに掲載予定です。



【このお知らせに対する問合せ先】 茨城県県民生活環境部環境対策課 ☎029-301-2966
【清掃業者・補助金に対する問合せ先】 茨城県下水道課 ☎029-240-7128（直通）

軽自動車等の廃車・名義変更手続きについて

軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日の所有者（所有権留保付自動車の場合は使用者）に課税されます。軽自動車等を取得したときや申告内容に変更があった場合は15日以内に、廃車や譲渡した場合は30日以内に申告してください。手続きをされていないと、令和3年度も課税の対象となります。

お手続き先は下記をご確認ください。

車の種類	必要なもの		申告場所	
原動機付自転車（125cc以下） 小型特殊自動車 （フォークリフト、トラクター等） ※水戸ナンバーの小型特殊自動車は茨城運輸支局での手続きとなります。	廃車	・ナンバープレート ・標識交付証明書 ・所有者の印鑑	茨城県 税務課 茨城県小堤1080 ☎029-240-7114（直通）	
	名義変更	廃車済み		・廃車申告受付書 ・譲渡証明書（※） ・新所有者の印鑑
		未廃車		・標識交付証明書 ・譲渡証明書（※） ・新所有者の印鑑 ・ナンバープレート
軽自動車 （660ccまでの三輪・四輪車）	廃車・名義変更の手続きについては、事前に右記へお問い合わせください。		軽自動車検査協会 茨城事務所 水戸市酒門町4400 ☎050-3816-3105	
二輪の軽自動車 （125ccを超え250cc以下） 二輪の小型自動車 （250ccを超えるもの）	廃車・名義変更の手続きについては、事前に右記へお問い合わせください。		関東運輸局 茨城運輸支局 水戸市住吉町353 ☎050-5540-2017	

※譲渡証明書には前所有者の押印が必要です。

※ディーラー等の代理人に手続きを依頼した場合は、手続きが完了したことを必ず確認してください。また、車両を解体（スクラップ）しても、書類上での廃車手続きを行わなければ登録が残ったままになります。必ず所定の申告場所で手続きを行ってください。

Q&A

Q 4月2日に軽自動車を譲りました。軽自動車税（種別割）に還付はありますか？

A 軽自動車税（種別割）は月割制度がありません。そのため、4月2日に名義変更された場合でも、その年度の税金は納めていただくことになり、還付はありません。

Q 茨城県から転出（転入）しました。手続きは必要ですか？

A 軽自動車等は定置場（車両の置き場所）にて課税となります。定置場が変更になった場合、すみやかに手続きをお願いします。

廃車・名義変更等をしたときは、税申告書（税止め）の提出を

「水戸」ナンバーのオートバイ（排気量125ccを超えるもの）や軽自動車の廃車・名義変更等の手続きを県外で行った場合は、「軽自動車税（種別割）申告書（報告書）で受付印があるもの」または「手続きしたことがわかる車検証」を、税務課に提出してください。提出しないと、翌年度以降も課税される場合があります。

詳細はお問い合わせください。

【問合せ先】 税務課 ☎029-240-7114（直通）